

離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業委託業務の
企画提案募集に係る質問への回答

令和 7 年 9 月 24 日

No	項 目	質 問 内 容	回 答
1	公募要領 9 企画提案書等の 提出様式	・ 定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書等の資料の提出は必要でしょうか。 ・ 様式 4 について、業務委託後、令和 7 年度及び 8 年度末に再度積算書を提出するのでしょうか。また、再度積算書を提出する際には、当該年度の仕様書のお示しがあると考えてよろしいでしょうか。 ・ 様式 8 について、※注 2 の別添「参加資格要件確認書類」をお示し願います。	・ 不要です。 ・ 様式 4 については、今回お示しした仕様書をもとに年度別に 3 ヶ年分の積算見積書をご提出ください。なお、本企画提案公募は令和 8 年度以降の事業及び契約を保証するものではなく、次年度以降の事業については予算成立の見通しが立った場合、改めて当該年度の仕様書をお示しし、これに基づき積算書等必要書類を提出いただく予定です。 ・ 様式 8（別添）及び様式 8－1 を追加しました。
2	公募要領10 企画提案書の内容	・ 企画提案書は、様式 2 を鑑として、様式 4、5、6 を活用し、20 ページ以内にまとめるという考えでよろしいでしょうか。	・ そのとおりです。
3	申請書類 様式 4 積算書	・ 様式 4 積算書について、複数年度の積算見積額を記載してもよいでしょうか。	・ 様式 4 については、今回お示しした仕様書をもとに、年度別に令和 7 年度から令和 9 年度の 3 ヶ年分の積算見積書をご提出ください。
4	仕様書 5 委託業務の内容	・ 竹富町の重複記載があります。離島・過疎地域については、19 市町村と理解してよいでしょうか。	・ 記載に誤りがありました。申し訳ありません。仕様書の該当部分を修正しました。 ・ 正しくは、国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊平屋村、伊是名村、伊江村、<u>南城市</u>、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、宮古島市、多良間村、与那国町、北大東村、竹富町、石垣市

			の20市町村です。
5	仕様書 5 (1) 空き家活用に係る広報周知	・弊社ホームページ内での広報周知でもよろしいでしょうか。	・既存広報媒体の活用を妨げる意図はありません。広報周知の訴求力を高める手法及び内容を考慮し、企画提案の中でご提案いただければと思います。
6	仕様書 5 (2) 空き家活用に係る相談窓口設置 ア 相談窓口の設置	・相談窓口の仕様に基準があればお示し願います。	・特にありません。想定される相談内容及び相談者を考慮し、企画提案の中でご提案いただければと思います。
7	仕様書 5 (3) 所有者等からの相談対応 ア 所有者等からの相談対応	・専門家相談会については、相談窓口を設置した場所による開催と考えるとよいでしょうか。 ・（ア）（イ）（ウ）各々相談会を開催すると考えるとよいでしょうか。	・相談会の相談場所及び内容について、特に仕様はありません。想定される相談内容及び相談者を考慮し、企画提案の中でご提案いただければと思います。 ・同上 ・なお、相談会の開催場所、回数及び内容は、同業務内の相談対応状況により、当初計画から変更が生じる可能性がありますのでご承知おきください。
8	仕様書 5 (4) 離島・過疎町村の空き家活用取組体制構築に係る技術的な伴走支援 ア 各分野の専門家・協力事業者との連携・協力	・「なお、専門家・協力事業者との連携・協力にあたっては、空き家所在地周辺の実情に精通した、沖縄県内に営業拠点を有する者を優先して選定するよう努める。」とありますが、当社の顧問弁護士や司法書士、税理士を専門家として選定してよいでしょうか。 ・各分野の専門家・協力事業者には弊社所属の有資格者職員も含まれると理解してよろしいでしょうか。 ・伴走支援とは、試算の提案、専門家・協力事業者の紹介については、町村を介して実施すると考えるとよいでしょうか。	・専門家・協力事業者については、貴社の顧問、所属職員であるかを問いません。 ・同上 ・本業務における伴走支援とは、町村が実施する空き家サブリースの取組に対する伴走支援となります。試算の提案、専門家・協力事業者の紹

			介についても、町村からの要望等を通じて実施する想定です。
9	仕様書 5 (4) イ 現地調査等による技術的支援 ウ 空き家サブリースに関連する費用の試算の提案	・伴走町村からの要望のとりまとめは、受託者が実施すると考えてよいでしょうか。	・伴走支援町村からの要望のとりまとめも、伴走支援業務に含まれます。
10	仕様書 6 委託業務に係る業務量	・5(4)にお示しがある令和7年度の21件の伴走支援の市町村内訳及び伴走内容をお示しいただくことは可能でしょうか。	・空き家の掘り起こし、空き家改修見積、家賃設定計画等：3件×3村 ・空き家サブリースに係る維持管理、家賃設定計画等：12件×1村
11	契約書(案) 契約書により提出が定められている提出物について	・自由様式と考えてよいでしょうか。	・様式を定めていないものについては原則自由様式です。各提出物に必須の記載事項については、受託者と調整します。
12	契約書(案) 第13条第6項の検査について	・どのような検査を予定し、考えているのでしょうか。	・事業年度終了後に不正行為の疑義等が生じた際に実施する特別検査を想定しています。この際、検査の内容に応じて、追加の確認書類の提示を求めることがあります。
13	契約書(案) 第21条	・別記「個人情報取扱特記事項」についてお示しをお願いします。	・HPに「個人情報取扱特記事項(案)」を掲載しました。
14	(その他)	・離島・過疎地域(20市町村)への当事業の説明について周知はなされているのでしょうか。	・当事業については、10月上旬以降、県から離島・過疎地域(21市町村)へ周知予定です。